

ソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件 (AVBソフトウェアSICK)

(2022年9月)

1. 主題と範囲

- 1.1. ソフトウェア製品の供給に関する本一般取引条件(「**AVB ソフトウェア SICK**」)は、現地で据え付けるか、お客様の責任範囲内で据付・運用を行うソフトウェア(オンプレミス*)以下「**ソフトウェア**」と称するを(i) SICK AG, Erwin-Str. 1, 79183 Waldkirch ドイツ、または(ii) SICK AG の関係会社 (以下、(i)、(ii)は個別にまたは共に「**SICK**」と称する)がお客様へ暫定的・恒久的に提供する場合に適用されます。「関係会社」とは、いずれの個人もしくは組織(法人などの実体)についても、かかる個人もしくは組織を支配する(すなわち、議決権株式の所有権、契約その他方法の如何を問わず、その組織を管理する権限を所有するか、または経営および方針を管理させる権限を所有する)、またはこれらに支配される、またはかかる個人もしくは組織と共に共同支配下にある、その他の個人もしくは組織を意味します。
- 1.2. 個別契約書、見積書、SICK の製品説明書あるいはソフトウェアを供給または提供する SICK 社の一般納入条件(「**ALB SICK**」)にも適用されます。
- 1.3. 本 AVB ソフトウェア SICK は、後続のバージョンまたはアップグレードの提供時に別途合意された場合を除き、お客様に提供される後続のバグ修正、パッチ、アップデート、アップグレードなど (以下総称して「アップデート」といふ) および許可されるソフトウェアの複製に適用されます。
- 1.4. 不一致がある場合、次の優先順位で上述の文書が適用されます。
 - (1) 個別契約書
 - (2) SICK の見積書
 - (3) SICK の製品説明書
 - (4) 本 AVB ソフトウェア SICK
 - (5) ALB SICK
- 1.5. インターネット経由で SICK が提供するソフトウェアおよびサービス(「**サービスとしてのソフトウェア**」または「**SaaS**」)は、別の条件書であるサービスとしてのソフトウェアの提供に関する一般取引条件(「**AVB SaaS SICK**」)に準拠します。ソフトウェアがハードウェアと共に提供される場合、本 AVB ソフトウェア SICK はハードウェアには適用されません。ハードウェアについては、ALB SICK のみが適用されます。ソフトウェアと共に提供される追加サービス(コンサルタント業務、研修等)は別の契約書の対象となります。疑問点がある場合、このようなサービスは、SICK 各社のサービス提供に関する SICK 一般取引条件(「**AVB Service SICK**」)に準拠します。
- 1.6. SICK の一般取引条件は全て、SICK 各社のウェブサイトにて、または www.sick.com から対象国を選択して入手できます。
- 1.7. 製品説明書に明記されている場合を除き、ソフトウェアの更なる開発のためのライセンス許可(開発ライセンス)は、別の個別契約に準拠します。
- 1.8. お客様が行う一般取引要件からの逸脱、反論および補足は、お客様の申請が書面にて明白に合意される場合を除き、SICK が知っているか否かにかかわらず、契約書には含まれません。

2. 使用権とライセンス条件

- 2.1. ソフトウェアは著作権により保護されています。SICK は、契約書や製品説明書に明記した、お客様の事業目的用に合意したバージョンのソフトウェアを使用する非独占的でサブライセンス不可の権利をお客様に与えるものとします。この使用権は、各契約書の契約期間内に限定されます。ネットワーク・ライセンスの場合、お客様は、契約期間内、クライアント/サーバー・オペレーションに必要な程度まで、契約上合意された使用範囲内に、お客様には社内ネットワークでソフトウェアを利用可能にする権利があります。
- 2.2. 契約書や製品説明書および本合意書のその他の条項に明記されたライセンス・タイプの説明は、SICK がお客様に許可する使用権の範囲を定義します。お客様は、ソフトウェアの所有権を購入することはありません。ソフトウェアの全ての権利とソフトウェアの特許、著作権、営業秘密、あるいは産業財産権は、SICK あるいは SICK がソフトウェアのライセンス権を取得した第三者に引き続き帰属します。SICK は、本合意書のもとで明示的に付与されていない、ソフトウェアの全ての権利を保持します。
- 2.3. お客様は、ソフトウェアのプログラム・コードの加工、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、一部の抽出、他の方法によるソースコードの決定を行う権利はありません。また、法律または本 AVB ソフトウェア SICK 第 2.9 条により認められる場合を除き、ソフトウェア製品の派生物を制作する権利もありません。ソフトウェアが第三者の IT 製品とインターフェースを持っている場合、ドイツ国著作権法(UrhG) 第 69 e 条が適用されます。その場合、逆コンパイルの前に、お客様は、相互動作性の確立に必要な情報を、SICK やそれぞれのソフトウェア製造業者に求めることとします。
- 2.4. ソフトウェアは、機械で読み取り可能な形式(オブジェクト・コード)のみで供給されます。ソースコードは、別の合意書に基づき、さらにオープンソース・ソフトウェアの使用の利用条件に要求されている場合に限り、お客様に提供されます。
- 2.5. お客様は、著作権表示、シリアルナンバー、その他のプログラム識別機能ならびに英数字等のマーキングをデータ・キャリアから除去してはなりません。
- 2.6. お客様は、契約で合意された、またはソフトウェアの指定された使用に必要な各再生という範囲内でのみソフトウェアを再生できます。そのうち、上記第 1 文の意味における必要な再生とは、オリジナル・データ・キャリアから使用するハードウェアの大容量記憶装置へのソフトウェアの設置な

- 2.7. らびに作業メモリへのソフトウェアのアップロード等です。
 - 第 2.6 条にかかわらず、下記の場合は、再生は制限されません。
 - SICK が販売する製品と一緒に無料で提供されるソフトウェア
 - SICK のハードウェアを操作する上で必要なソフトウェアの場合に限り、インターネットから無料でダウンロードできるソフトウェア
 - 2.8. ソフトウェアには、ソフトウェアと一緒に供給されたオープンソース・ソフトウェア等、第三者の技術が含まれる場合があります。また、その技術の使用が必要な場合があります。お客様には、この第三者技術のライセンスが与えられますが、それは、各々の文書、readme ファイル、情報ファイルその他類似の文書またはファイルに記載の別のライセンス条件(「OSS License Terms」)に従うものとし、それは本 AVB ソフトウェア SICK に優先するものとします。
ソフトウェアまたはその一部を使用するお客様の権利が OSS ライセンス条件の対象となる場合、そのお客様の権利は、これらのソフトウェア・ライセンス条件に制限されることは一切ないものとします。適用される OSS ライセンス条件がソースコードの提供を要求する場合、SICK は、書面による要求に応じ、場合によっては納品・管理費用の支払いを受け取るによって、それを提供します。SICK は、オープンソース・ソフトウェアの使用と使用条件についてお客様にお知らせし、後者(=お客様)に要求された場合は使用条件を提供します。
 - 2.9. 他のプロバイダのソフトウェアであって、オープンソース・ソフトウェアではないもの(サードパーティソフトウェア)は、本 AVB ソフトウェア SICK に加えて、SICK が文書化するあるいは規定するように、このサードパーティソフトウェアのライセンス条件の対象となります。不一致がある場合、下記の場合を例外として、より厳格な規則を適用します。本書第 2.3 条に従って禁止される活動をサードパーティソフトウェアのプロバイダが明白に許可する、あるいは要求する限り、サードパーティソフトウェアの使用条件は、本 AVB ソフトウェア SICK に優先することとします。
 - 2.10. SICK は、ソフトウェア内においてソフトウェアの使用を監視するセキュリティ・メカニズムを使用する権利を保持し、お客様がライセンス条件に適合しているかどうかを確認します。このセキュリティ・メカニズムは、ソフトウェアの使用とソフトウェアのコピー部数に関するデータを保存します。SICK は、ライセンス管理ソフトウェア、ソフトウェアへのアクセスを管理するライセンスの認証キーやハードウェアやデバイス安全対策のお客様の使用に関する権利を保持します。お客様は、これらの対策を回避または遮断する行為を行ってはなりません。
 - 2.11. SICK は、無料で提供されるソフトウェアを変更する、無料または有料で新ソフトウェアを入手可能にする、および無料ソフトウェアの提供を中止する権利を保持します。SICK は、この点に関するお客様の正当な利益を考慮します。有料のソフトウェアは、現在の契約条件内で、変更された法的・技術的条件、API の互換性、ソフトウェアの進歩、技術的發展に適合できるように、いつでも改造できます。ただし、合意された基本的機能は維持されます。9.3 条が適用されます。

3. ライセンスの種類

- 3.1. SICK のオンプレミス・ソフトウェア製品は、様々なライセンス・モデルに基づいて入手可能になります。各々のソフトウェアに適用されるライセンスの種類は、契約書や製品説明書に明記されています。ライセンスの種類が特定できないときは、デバイスライセンスが与えられます。
- 3.2. 特に、下記のライセンスの種類が個々のソフトウェア製品またはソフトウェア製品グループ用に提示されています。
 - 「**デバイス**」ライセンスとは、ソフトウェアはあるデバイスにライセンス供与されており、ハードウェア-ID 経由でこのデバイスに接続できるというライセンスを意味します。ソフトウェアは、このハードウェアでのみ使用できます。
 - 「**指名ユーザ**」ライセンスとは、お客様が社内の特定の人物を指名し、それらの人物用に本合意書に従ってライセンスを正当に購入した場合、ソフトウェアへのアクセスがそれらの人物だけに制限されるというライセンスを意味します。
 - 「**シングル**」ライセンスとは、お客様は、ひとつのデバイスまたは一ヶ所のワークステーションでソフトウェアを使用する権利があるというライセンスを意味します。
 - 「**フローティング**」ライセンスとは、任意の時点におけるソフトウェアへのアクセスが、認定ユーザの最大数に制限されるというライセンスを意味します。その認定ユーザのために本合意書に従って正当なライセンスが購入されていなくてはなりません。
 - 「**サーバー**」ライセンスとは、ソフトウェアの使用がお客様の指定する 1 個のローカルサーバーに限定されるというライセンスを意味します。
 - 「**カンパニー**」ライセンスとは、お客様は、ソフトウェアを数個のデバイスで、あるいは社内の数カ所のワークステーションで同時に使用する権利があるというライセンスを意味します。このカンパニー・ライセンスがデバイスやワークステーションの数を明白に指定していない場合、数の制限なくソフトウェアの使用が認められます。ただし、お客様の関係会社のデバイスまたはワークステーションでの使用は含まれません。関係会社用には、別のライセンスまたはグループ・ライセンスを購入する必要があります。
 - 「**グループ**」ライセンスとは、お客様と関係会社が、数個のデバイス

ソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件 (AVBソフトウェアSICK)

(2022年9月)

で、あるいは数カ所のワークステーションで同時に使用する権利があるライセンスを意味します。グループ・ライセンスがデバイスやワークステーションの数を明白に指定していない場合、数の制限なくソフトウェアの使用が認められます。また、お客様は、ソフトウェアをネットワーク内あるいは他のマルチプル・ステーション・コンピュータシステム上で使用する権利があります。

4. ソフトウェアの譲渡

- 4.1. SICK は、ソフトウェアの全面的利用停止をもってソフトウェア全体を第三者に譲渡する権利をお客様に付与します。対価と引き換えに暫定的または部分的な使用を第三者に譲渡することは、ソフトウェアの譲渡の形態が物理的か非物理的かを問わず、禁止します
- 4.2. ソフトウェアは、(i)お客様がソフトウェアの全てのオリジナルコピーを第三者に譲渡し、お客様が制作したコピーを全て廃棄した場合、および(ii)第三者が、この AVB ソフトウェア SICK とりわけ、そこに記載されるライセンス条件・譲渡条件に書面で合意した場合にのみ、譲渡可能です。ライセンス譲渡により SICK に発生する費用・経費はお客様の負担となります。

5. フリーウェア、デモ版、テスト版、体験版

- 5.1. SICK がソフトウェアの評価やテストの目的で (例: デモ、テスト、体験版) ソフトウェアバージョンを提供する場合、そのソフトウェアバージョンを使用するお客様の権利は、(i)お客様の社内での評価あるいはテスト目的のための内部使用および (ii) SICK が指定する期間に限定されます。制作目的の使用は厳禁です。この使用权は SICK が指定する期間の満期をもって自動的に終了します。
- 5.2. 第 5.1 条に述べるソフトウェアおよび無償で提供されたソフトウェア (フリーウェア) は機能制限の対象となる場合があります。全ての使用はお客様の責任において行われるものとします。上記第 4 条は適用されません。
- 5.3. SICK は、第 5.1 に述べるソフトウェアまたはフリーウェアを提供する場合、特定のプロパティに対する保証という意味の責任は負いません。第 12 条は適用されません。

6. プログラミングの例

SICK が無料で提供し、プログラミングの例と明白に指定されるソフトウェアは、本書第 2.4 条の規定にかかわらず、ソースコードとして提供されます。本書第 2.3 条の規定にかかわらず、お客様により自由に変更できます。ただし、該当する場合は契約及び・または製品説明書の仕様の範囲内で可能です。プログラミングの例は、「現状」のまま提供されます。これらは、保証される機能のない例です。第 11 条、12 条は適用されません。

7. ログイン/パスワードに対する責任

- 7.1. お客様は、ソフトウェア使用のためのログイン・データやパスワードを機密扱いにし、いかなる場合も未認証の第三者に公開してはなりません。
- 7.2. 未認証の第三者がお客様のログイン・データやパスワードへのアクセスを取得した、あるいは取得した可能性がある場合、お客様は、support@sick.com 宛に電子メールにて SICK に直ちに通知しなくてはなりません。

8. 対価、支払条件

- 8.1. 対価は、契約で合意した価格に従うこととします。ソフトウェアの使用に対する価格は、1 回払い(ライセンスの購入、据付費等)、定期支払い(毎月(ライセンス料)、使用に基づく支払 (使用ごとに支払い)または個別の追加支払いで構成される場合があります。詳細は、契約書や製品説明書に記載されています。
- 8.2. 定期サービスの対価は、合意した履行期間に対する対価を事前に SICK より請求されることとします。
- 8.3. 対価は、請求書の日付から 14 日以内に支払われるものとします。対価には法定付加価値税は含まれず、それがあ場合は追加で請求されます。
- 8.4. SICK は、お客様に対する SICK の請求が全て支払われるまで、ソフトウェアの全ての権利を保持します。
- 8.5. お客様は、反対請求が異論の余地がない場合、あるいは裁判所の最終的で拘束力のある決定によって裁定される場合に限り相殺する権利があります。

9. 協力の義務

- 9.1. お客様は、ソフトウェアの主要機能特性とシステム要件に慣れており、ソフトウェアが自らの希望やニーズに合致するか否かについてリスクを想定します。疑わしい場合、お客様は、契約を締結する前に、SICK の従業員や認定された第三者の助言を求めるとします。これは特にソフトウェアがお客様の仕様に基づいて製作または設定されたときやまたは SICK がお客様にソフトウェア自体の設定の可能性を提供したときに適用されます。SICK はお客様の仕様が適正で確実であるかチェックする責任は負しないものとします。
- 9.2. お客様は、ソフトウェアのために十分な寸法のあるハードウェア、ソフトウェア運用環境を確立する事、及びソフトウェアによって生じる追加の負荷を考慮に入れることに単独で責任を負います。これは、運用システム、アンチウイルス・ソフト、ファイアウォールの作動のためのセキュリティ・

パッチの実行にも適用されます。

- 9.3. お客様は、SICK が提供するいかなるソフトウェアアップデートも直ちにインストールするものとします。お客様は SICK をこの義務のコンプライアンス違反から生じるいかなる損失、費用、申立て (第三者申立てを含む) から免責とするものとします。別途明白に合意されていない限りアップデートは www.sick.com で入手できます。さらなる詳細が契約合意、製品説明、及び・またはリリースノートに記載されることがあります。
- 9.4. お客様は、使用前に、欠陥がない事および既存のハードウェア/ソフトウェア・コンフィギュレーション内での操作性について十分にソフトウェアを試験することとします。これは、保証付きで提供されたソフトウェアにも適用されます。
- 9.5. 本合意書に基づく SICK の全ての納品と履行について、お客様は、ドイツ商法(HGB)第 377 条に従って、検査の実施と欠陥の通知を行う義務を負うこととします。
- 9.6. SICK の義務がこのソフトウェアの提供を超える場合に限り、お客様は、例えば、従業員、作業場、ハードウェア/ソフトウェア、データ、通信システムを提供する等によって、必要な範囲内において、無償でそれらを支援します。
- 9.7. お客様は、ソフトウェアの全部または一部が正しく作動しない場合に備えて、しかるべき予防措置を取るものとします。(毎日バックアップを作成する。トラブルシューティングを行う。データ処理結果を定期的に見直す等。)お客様が事前に別途明示しなかった場合、SICK が接触する可能性のあるお客様のデータは全てバックアップが取られていると、SICK は想定します。これは、同様に 特にアップデートに係る設定やパラメータに適用されます。
- 9.8. SICK は、本一般取引条件への適合を自主監査(アンケートに記入することによる)において確認する権利があります。お客様は、この監査に参加し、正しい情報を提供する義務があります。さらに、SICK は、お客様の敷地内で、SICK に対する機密保持に職業上の拘束を与えられた独立専門家が行うこれらの使用条件への適合性確認を監査する権利を保持します。専門家は、ライセンス違反が行われ、その違反を追求するのに開示が必要な場合のみ、情報を SICK に開示することがあります。監査結果は、2 週間前までの通知の後、書面で発表されることとします。訪問および監査の間、お客様は、第三者の個人情報や転送されたり、専門家に開示されたりしないことを保証します。さらに、お客様は、監査に必要な情報を専門家に提供し、無制限の検査権を認める義務があります。
- 9.9. お客様は、この協力義務の不履行から生じる結果と追加費用を受け入れることとします。

10. 契約期間、ライセンス期間

- 10.1. 別途明示の合意がない限り、ライセンスの付与には、ライセンス料の支払いが適用されます。ライセンス契約書は、契約で合意する、または製品説明書に明記される期間について締結されます。別途合意がない限り、期間は後続の 12 ヶ月間(延長期間)ごとに自動的に更新されますが、いずれかの当事者が、それぞれ固定期間または延長期間の末日の 3 か月前までに通知して契約を終了する場合はこの限りではありません。ただし、別途明記がない限り、SICK のハードウェアの一部または SICK のハードウェアの使用が不可欠であるソフトウェアを使用する権利は継続します。
- 10.2. お客様が (a)対価の支払いに遅れた場合、あるいは (b) 別の方法で本 AVB SW SICK に違反した場合、その違反がお客様に起因するものでない限り、あるいはその違反とその結果があくまで軽微である限り、SICK は、通知期間を守ることなく契約を終了することがあります。この場合、お客様は、使用のために支払った対価の返却を受ける権利はありません。SICK の損害賠償請求は影響を受けないうまとしてします。
- 10.3. 重大な原因により終了する権利は影響を受けないうまとしてします。
- 10.4. 全ての終了は書面にて行います。
- 10.5. 第 10.2 条による SICK からの終了の場合、提供されたソフトウェアを使用するお客様の権利は消滅します。お客様は、全てのオリジナル・データ・キャリア、バックアップ・コピー、別のデータ・キャリアにあるその他のソフトウェア・コピーならびに提供されたプログラム文書を SICK に返却し、ソフトウェアとそのシステムにインストールした文書のコピーをすべて削除することとします。お客様は、返却あるいは削除が完了したことを書面にて SICK に確認することとします。お客様は、求めに応じて、適切な形式でこれを証明することとします。

11. ソフトウェアのメンテナンスとサポート

- 11.1. ソフトウェアのメンテナンスとサポートへのアクセスが SICK により提供される各々のソフトウェア製品に提供されている場合に限り、それは契約及び・または製品説明書に準拠します。
- 11.2. 別のサービス・レベル契約(SLA)に署名することが、ソフトウェアのメンテナンスとサポートへのアクセスを取得するための前提条件になる場合があります。

12. 欠陥に対する申し立て

- 12.1. ソフトウェアがお客様に提供(ダウンロード等にて)された日から 1 年間(「保証期間」)、SICK は、ソフトウェアが契約にて合意された特質や製品説明書に明記された特性に適合することを保証します。技術データや仕様書、公式声明、特に広告資料に記載する性能仕様書は、契約にて合意され

ソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件 (AVBソフトウェアSICK)

(2022年9月)

た特性を示すものではありません。

- 12.2. ソフトウェアに欠陥がある場合、お客様は、妥当な期間内にその欠陥を修理するよう SICK に要求できます。製品説明書や証明済みでお客様が再生できる明示的に合意された特質からの逸脱のみをソフトウェアの欠陥とみなすこととします。提供されるソフトウェアの最新版で発生しない場合、さらにお客様がその最新版を使用することが妥当である場合、欠陥は存在しないこととします。
- 12.3. ソフトウェアの機能性と使いやすさに、欠陥が影響を及ぼさない、またはわずかな影響しか及ぼさない場合、SICK は、一般的な実施計画内で、また SICK にとって達成可能な範囲において、ソフトウェアの新しいプログラムバージョン(更新)またはアップグレードを提供することにより、その欠陥を修復する権利があります。
- 12.4. 欠陥の修復の一環として、SICK は、電話、電子メール、またはリモート・アクセスによってリモート・メンテナンスを提供することがあります。お客様は、契約に定める修復の提供に必要な範囲内で、SICK がお客様のシステムとそこにインストールされたソフトウェアにアクセスすることを許可することとします。これは、リモート・メンテナンス経由(VPN 経由等)によるソフトウェアへのアクセスの可能性を含みます。お客様は、SICK の要件を満たすリモート・アクセスに必要な技術的条件を作成する義務があります。
- 12.5. SICK は、合意された対価から申し立てのあった欠陥の経済的価値に等しい部分を差し引いた金額をお客様が SICK に支払うまで、修復を拒否する場合があります。また、SICK は、お客様が欠陥発覚後直ちに、検証可能なエラー症状の説明と、書面による記録、スクリーンショット等欠陥を説明する文書ができる限り添えて、欠陥について書面で欠陥を報告しない場合、SICK は修復を拒否し、上記第 3 項による SICK へのリモート・アクセスを提供しません。
- 12.6. 欠陥の保証期間は、ソフトウェアの最初のコピーの納品から始まります。これは、コピーのその後の納品時あるいはアップデート時にはじめて発生した欠陥に対する保証の申し立てには適用されません。SICK がお客様に対し第 12.3 条以降に基づく修復のアップデートを提供する場合、または第 2.11 条に基づく更なる開発を行う場合は、お客様は、すでに使用中のソフトウェアの変更や追加に関わるソフトウェアの部分については、本第 12 条に基づく修復の権利を有するものとします。提供されるアップデートの全部または一部が、既に使用されているソフトウェアと同一である場合、以前に存在した権利や現行の制限期間は、すでに使用中のソフトウェアの部分に引き続き適用されるものとします。
- 12.7. 検査後、申し立てのあった欠陥を検証できない、または SICK の保証義務(「欠陥なし」)に帰することができない時、お客様が然るべき注意を払ったにもかかわらず欠陥のないことを突き止められなかった場合を除き、SICK は欠陥の検証および修復ならびに発生した経費について、その時点で適用される相場で料金を請求する場合があります。
- 12.8. オープンソースソフトウェアがお客様に提供された限りにおいて、SICK はその時点で保証責任を負いません。特定の目的のために、欠陥、市場性あるいは、適合性がない事、あるいは原権の欠陥がない事について保証しません。
- 12.9. 仮に提供されたソフトウェアについては、ドイツ民法の 536a(1)に準拠する初期欠陥の無過失責任は排除されるものとします。

13. 責任

- 13.1. SICK は以下の場合に限り、法的理由に関係なく、損害賠償責任を負うものとします。
 - a) 意図的の場合。
 - b) 重大な過失の場合。
 - c) 生命、身体または健康に傷害が発生した場合。
 - d) SICK が不正に欠陥を隠した場合。
 - e) SICK が明示的な保証を与えている場合。
 - f) 製造物責任法に準拠する場合、または
 - g) SICK が重要な契約上の義務に違反した場合。
- 13.2. SICK の過失のために第 13.1g) 条に基づく重要な契約上の義務に違反がある場合、SICK の損害賠償責任は、予見できた一般的な契約上の損害に対する責任に限られます。これは、利益の損失やその他の金融的損失にも適用されます。重要な契約上の義務とは、その遂行が契約のしかるべき履行に必要な義務、その遵守を当事者が常に信頼する、または信頼すると思われる義務ならびにその違反が契約目標の達成を危険にさらす義務です。
- 13.3. 同一契約年内に、SICK、その役員、下請業者、従業員、代行業者または共同経営者によって引き起こされる、本契約とその履行に起因・関連する全ての損害に対する SICK の責任ならびに他の当事者に補償する義務は、法的理由にかかわらず、また上記 13.1 a)~f) に定める場合を除き、(i)対価の 1 回払いの場合はこの対価に限られます。また、(ii)対価の定期払いの場合は、いかなる場合でも各契約年に支払うべき対価に限られます。ただし、(iii)最高額は 100,000 ユーロとします。上述の意味で言う契約年は、契約に定義する提供日から最初の 12 ヶ月間とその後 12 ヶ月毎の期間です。
- 13.4. 第 13.1 a)~f) に規定されている場合を除き、第 9.6 条に基づきバックアップを作成し、相応の努力で消失したデータを復元できるようにお客様の行為が不履行であるために生じる場合、SICK はお客様のデータの損失に責任を負いません

- 13.5. ソフトウェアが無料で提供されている場合、SICK は、第 13.1 a)~f) の規定を除き、ソフトウェアの使用により生じる損害に対する責任は受け入れません。
- 13.6. SICK の責任が除外または制限されている場合、それは、SICK、その役員、下請業者、従業員、代表者、代行業者または共同経営者の個人的責任ならびに関係会社、サプライヤーおよびライセンサーの責任にも適用されます。
- 13.7. 法で認められている限り、SICK に対する損害賠償請求の制限時間は損害が意図的に引き起こされた場合を除き、1 年です。製造物責任法に基づく損害の申し立ては、法令による制限時間の対象となります。

14. 守秘義務

- 14.1. お客様は、目的の如何を問わず、契約の枠組み内で開示された全ての機密情報を厳重に保持するものとし、SICK の書面による事前承認を得た場合のみ使用するものとします。機密情報には、SICK が機密と明示的に印をつけた情報やその機密性が開示の状況から明らかである情報を含みます。
- 14.2. 第 14.1 条の義務は、(a)お客様にとって既知である、または受領日以前に機密保持義務なく一般に利用可能である、または受領日後に機密保持義務なく第三者によりお客様に合法的に開示された、(b)受領日以前にすでに公知で利用可能である、または(c)お客様の過失によることなく受領日後に公知で利用可能であることをお客様が証明する情報または部品には適用されません。
- 14.3. 第 14.1 条に規定されている義務は、第 14.2 条に定義される例外が証明されない限り、本契約終了後も無期限に効力が存続するものとします。

15. データ処理、プライバシー

- 15.1. SICK は、法的に認められる範囲内で、提供されたソフトウェアに基づき匿名化データを収集・処理する権利を保持します。ソフトウェアを使用して、お客様は、特に次の目的のために匿名化データを収集・処理する非独占的権利を SICK に付与します。
 - SICK の製品とサービスの提供と改善
 - 法的要件への準拠
 - ウェブ分析とオンラインプレゼンスの向上
 - 制限されたウェブサイトの使用および認証。
 - デジタルサービスの使用(プラットフォームの提供、ニュースレターサブスクリプション/サブスクリプションの終了、またはアプリケーションの使用等)
 - SICK のオンライン提供物の悪用の防止
- 15.2. データを収集する権利は、SICK によって付与されたソフトウェア・ライセンスの失効と同時に終了します。ただし、SICK は、すでに保存されているデータのコピーを保存して SICK のサービス開発に利用する権利を引き続き有することとします。
- 15.3. SICK とお客様は、それぞれの該当するプライバシー保護法を遵守するものとします。
- 15.4. SICK が個人データをデータの管理者として処理する場合、各々の製品のための個人情報に処理の詳細が規定されています。お客様は、この個人情報を関係者に提供すること約束します。
- 15.5. SICK がお客様から個人データの処理を委託された場合、当事者は、EU 一般データ保護規則 GDPR 第 28 条に従った委託処理に関する契約書に署名することとします。お客様は、本要件についてテキスト形式で遅延なく SICK に知らせることとします。

16. 輸出規制遵守

- 16.1. お客様は、SICK が提供する品物、ソフトウェア、技術 (SICK が提供するサービスを含む)【SICK アイテムと呼ぶ】の使用・販売において、当該ビジネス取引に適用されるすべての慣行、外国貿易法、制裁を順守するものとします。
- 16.2. お客様は制裁リストに記載される団体と直接あるいは間接的に支配あるいは所有され、あるいは共通の支配下にあるものでない事を確認するものとします。お客様はこの関連で変化があれば遅延なく SICK に通知するものとします。
- 16.3. お客様は SICK により合理的に要求される輸出コンプライアンスの目的の情報、エンドユーザー・最終目的地・意図する最終使用に関する情報を(これらに限られないが)提供するものとする。当該ビジネス取引に必要なすべての輸出ライセンスや他の認可が下りるまでビジネス取引は SICK に拘束力を有しない。SICK が注文書や納期を確認していたとしても、SICK は当局やお客様により生じられた遅延や不履行について有責とはなりません。
- 16.4. お客様は、お客様の輸出コンプライアンス条項のコンプライアンス違反により当局や他の第三者から SICK を全面的に免責し防御するものとします。お客様はさらに、これに関連して SICK に生じた損失や費用を SICK に払い戻すことを約束するものとします。
- 16.5. お客様は、SICK のアイテムを (i) 開発、生産、取扱、運用、メンテナンス、貯蔵、検知、識別、あるいは拡散の関連において大量破壊兵器及び・またはそのような兵器を移動することができるミサイルとして使用 (ii) 兵器として及び・または兵器システムとして使用や販売及び販売に供しないことを約束するものとします。
- 16.6. お客様が本第 16 条に基づく義務に違反した場合は、SICK は、この契約を

ソフトウェア製品の供給に関する一般取引条件 (AVBソフトウェアSICK)

(2022年9月)

直ちに終了するあるいは契約の全部または一部を取り消す権利があります。
お客様に対する申したては影響を受けないものとします。

17. 税金

- 17.1 報酬には源泉徴収税がある場合はそれが含まれますが、付加価値税がある場合はそれは含まれず、付加価値税は追加で徴収されます。
- 17.2 適用される税法に基づき、お客様が SICK に支払うべき報酬に課される支払い(源泉徴収税)を SICK の代わりに、あるいは SICK のために源泉徴収する義務がある場合、お客様は SICK に対する支払金から該当金額を差し引くこと。もしお客様がこの金額(源泉徴収税)の源泉徴収を怠った場合、お客様は、この点に関して SICK 側に生じる追加費用をすべて負担するものとします。
- 17.3 お客様は、法の規制に基づき、この(源泉徴収)税をできる限り減額または還付するよう SICK に協力するものとします。従って、お客様は、報酬から金額を差し引く前の適切な時期に、源泉徴収の要求事項について SICK に知らせるものとします。さらにお客様は、源泉徴収税の減額又は還付を行うために SICK が求める課税証明書等の文書を SICK に提供するものとします。顧客が源泉徴収の要求事項について SICK に知らせなかった、あるいは、必要文書を期限内に提供しなかったことにより SICK が源泉徴収税の減額または還付を行えない場合、お客様はその源泉徴収税を SICK に償還するものとします。

18. 最終規定

- 18.1. 継続的な契約の場合、SICK はこの AVB ソフトウェア SICK あるいは、個別の規定の変更をテキスト形式 (email あるいは文書で) お客様に提案する場合があります(契約の変更)。お客様がその契約変更の申し出を受領してから 4 週間以内にテキスト形式の契約の変更に対して異議を唱えない場合、契約変更の申し出は受理されたとみなすものとします。SICK は、前述の期間の開始時に忘れられた異議申し立ての結果についてお客様に明示的に通知することを約束します。
- 18.2. これらの使用条件のいずれかの規定が、無効または執行不能になった場合、残りの規定はそれによる影響を受けないままとします。そのような場合、無効または執行不能になった規定は、意図された経済目的を達成するための方法で解釈される、または差し替えられる必要があります。これは、契約の遵守が、いずれかの契約当事者にとって不当に困難となる場合には適用されないものとします。
- 18.3. 本 AVB ソフトウェア SICK およびそれから生じる全ての義務は、抵触法の原則にかかわらず、ドイツ連邦共和国の法律に準拠します。国際私法と国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)の適用は除外されます。
- 18.4. お客様が、ドイツ民法(BGB)第 14 条に定義される起業家、つまり、公法に基づく法人または公法に基づく特別基金である場合、本契約に起因または関連して発生する全ての係争は、国際商業会議所(ICC)仲裁規則に基づき、同規則に従って指名された 3 名の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。仲裁地は、お客様の契約相手となる SICK の所在地とします。仲裁の言語はドイツ語または英語とします。
